

緊急のコメント

トラの精力剤等の国内取引規制について

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階
T/F: 03(3595)1171 E-mail: jwcs@blue.ocn.ne.jp
野生生物保全論研究会 (JWCS)
事務局長 坂元雅行

虎骨、トラの生殖器、それらの製品で人が摂取するものの国内取引が種の保存法で規制されることとなった(種の保存法施行令の改正。12月21日閣議決定。2000年4月施行) 当会のコメントは次のとおりである。

規制が遅きに失した。1997年6月のワシントン条約第10回締約国会議で各国が国内法を強化すべきことを決議してから2年6ヶ月が経過している。また、本年6月にワシントン条約のトラ技術使節団が来日して取引実態・政府の対応に関する調査を行い、そのレポートに基づいて規制が求められた9月の常設委員会でも、日本は法規制に積極的な態度を示さなかった。そのため、日本は来年の2月か3月に政治使節団(高官レベルの使節が日本に規制を求める)の来日を招く結果になってしまった。そこまで追いつめられた末のようやくの対応であり、日本がワシントン条約の履行にいかにか消極的であるかを示す重要な例である。

今回規制に踏み切ることになったが、関係業者に対する周知徹底がどれくらいできるかが問題である。特にトラの生殖器(ペニス)やそれから製造された精力剤については、政府は流通実態を十分把握しているとはいえない。規制が効果を発揮できるかどうかはこれからの努力にかかっている。

今回の対応によって、野生動物の体内の器官、粉末やエキスを含有する製品も規制の対象となることが明確になった。種の絶滅の危機を招く原因となっている製品であるにもかかわらずこれまで規制対象にされてこなかったものは数多い。例えば、来年4月にケニアで開催される条約第11回締約国会議の議題に上るクマの胆のう(熊胆)やジャコウジカの麝香もそうである。これらの器官や製品を規制の対象に含めない理由はない。

野生生物保全論研究会

Japan Wildlife Conservation Society (JWCS)

1989年に設立され、自然科学、社会科学の専門家、市民によって運営されるNGOである。野生生物保全のフィロソフィーと実践的理論を研究し、それに基づいたアクションを行う。国内の野生生物の問題にも取り組む一方、国際的にはワシントン条約に関連する活動が主である。アジアのNGOのネットワーク「アジア野生生物保護連合」の事務局団体。

会長 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授)
幹事長 本谷勲(東京農工大学名誉教授)
事務局長 坂元雅行(弁護士)

(参考資料... 当会が従来から指摘していた点)

トラの器官・加工品の(国内)譲渡等の規制について

野生生物保全論研究会 (JWCS)

背景

トラは、20世紀当初、極東ロシア、カスピ海沿岸から、インド、バリ島に至るアジア地域に10万頭が生息していたといわれる。しかし、今日ではその5%に過ぎない5000頭にまで減少し、絶滅のおそれに瀕している。その原因は、生息地破壊の他、毛皮や漢方薬・精力剤の原材料である骨、ペニスなどを目的とした密猟であった。

そこで、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(英名略称 CITES、通称ワシントン条約)では、トラについて、商業目的の国際取引を原則禁止した(日本の条約批准は1980年)。生きた個体、身体の部分やそれを原料とした製品を問わず、禁止の対象となる。

ワシントン条約による国際取引禁止やトラの生息国の保全策によって、トラの保全は一定の成果を上げたが、1990年代に入ってまたも大きな危機を迎えた。その原因は漢方薬・精力剤の原材料である骨、ペニスなどを目的とした密猟である。

そこで、ワシントン条約の他さまざまな国際会議の場でこの問題が議論され、1994年、同条約締約国会議において、「トラの保護と取引」に関する決議が採択された。そこでは、各国における違法な国際取引の効果的抑制策のほか、生息国における保全努力と、消費国における消費需要抑制・国内取引規制が求められている。

しかし、決議の履行は必ずしもおもわしくなく、1997年には、同決議の内容を改正・強化し、消費国においてトラの身体部分を含むと表示された製品を国内取引規制の対象とするための措置を求めるほか、これに基づいて関係国に「テクニカル・ミッション」(施策の技術面について調査し、提言を行う使節団)を送り、さらに必要がある場合は「ポリティカル・ミッション」(関係国にしかるべき行動を求めるハイレベルの使節団)を送ることとした。

日本へは、1999年6月にテクニカル・ミッションが来日して、調査を行った。その結果は、現行の制度(業界による自主規制など)は、容易に破られてしまうものであって改善が必要、ということであった。ワシントン条約常設委員会は、9月、この結果を踏まえて日本にポリティカル・ミッションを派遣することを決定した(12月初旬の予定)。

トラの国内取引に関する現行制度の問題点

ワシントン条約対象種のうち、国際取引が禁止されているものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)で国内取引が規制されている(12条)。規制対象には生きた個体の他、「器官・加工品」(身体の部分とそれから製造される製品)も含まれる。ただし、「器官・加工品」については「種を容易に識別できるもの」に限定する方針がとられ(6条2項3号)、具体的な規制対象は政令(種の保存法施行令第2条の2及び別表第4)で定められている(別紙参照)。

トラについては、現在最も問題となっている骨、ペニス及びそれらを含んだ製品(漢方薬、精力剤など)が規制対象から外されている。ワシントン条約テクニカル・ミッションがもっとも問題視したのはこの点であったといえる。

骨などが「容易に識別できるもの」に該当しないので法規制できない、というのは形式的な理由である。このような事態を招いている背景には、製薬業界の反対、それゆえに規制の実施に当たって厚生省の協力が得られず、環境庁がイニシアチブをとれなかったという経緯がある。なお、主要消費国である他の東アジア諸国(中国、韓国等)では漢方薬等の国内取引を網羅的に規制している。

対応策

種の保存法施行令第2条の2及び別表第4を改正し、「器官」に、「骨、生殖器」を加え、「加工品」に「骨を材料として製造された医薬品その他の製品、生殖器を材料として製造された医薬品、健康食品その他の製品」とすることである。

以上